

嵐山町クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法の改正に伴い、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）（※）を市町村長が指定できるようになりました。

町では、熱中症による健康被害を防止し、町民の生命と健康を守るため、町内の公共施設（嵐山町役場、ふれあい交流センター）を指定しています。また、ご協力いただける民間施設もクーリングシェルターとして指定していきたいと考えています。

つきましては、町と共に熱中症対策としてクーリングシェルターの運用に取り組んでいただける民間施設、店舗を募集します。

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に住民の方へ開放される施設。また、熱中症特別警戒アラートとは、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報。

クーリングシェルターの指定・設置については、環境省の「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」を参照ください。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、主に次の内容を実施します。
 - (1) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、その対象日に施設をクーリングシェルターとして開放
 - (2) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内ステッカーの掲示
 - (3) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
 - (4) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
 - (5) 空調の適切な管理

(応募資格)

- 3 応募資格は、町内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1) 適当な冷房設備を有する施設
 - (2) 3人以上の利用者が休息できる椅子、ソファ等を有する施設
 - (3) 実施内容に記載されたすべての取り組みが実施できる施設

(運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(募集期間)

5 9月30日までの間、随時受け付けます。

(応募方法)

6 別紙応募用紙に必要事項を記載のうえ持参又は電子申請の方法によって、嵐山町健康いきいき課に提出してください。

(指定後の流れ)

7 応募用紙提出後、町と施設管理者で協議し、協定を締結します。協定締結後は、施設情報を公表（町ホームページ等）したうえで、運用開始となります。

(物資の配布、情報提供)

8 町は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルター案内標の配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症特別警戒アラートの発表時の情報提供

(その他)

9 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合せ先 〒355-0211 比企郡嵐山町杉山1030-1
嵐山町 健康いきいき課
TEL 0493-59-6911 (直通)